

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年10月15日

【中間会計期間】 第5期中(自平成19年6月1日至平成19年11月30日)

【会社名】 株式会社アルク

【英訳名】 ALC PRESS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平本照磨

【本店の所在の場所】 東京都杉並区永福二丁目54番12号

【電話番号】 03-3323-1276

【事務連絡者氏名】 常務取締役 今西英明

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区永福二丁目54番12号

【電話番号】 03-3323-1276

【事務連絡者氏名】 常務取締役 今西英明

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年2月28日に提出いたしました第5期（自平成19年6月1日至平成19年11月30日）の中間監査報告書に原本と一部に異なる記載がありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表に対する中間監査報告書
当中間会計期間に係る中間財務諸表に対する中間監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

(訂正前)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年2月22日

株式会社 アルク
取締役会 御中

太陽A S G監査法人
指定社員 公認会計士 稲村 榮典
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柳下 敏男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルクの平成19年6月1日から平成20年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的・手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルク及び連結子会社の平成19年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追加情報

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおり、連結会社は当連結会計年度から単行本在庫調整勘定による棚卸資産の評価減額の計算方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

(訂正後)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年2月22日

株式会社 アルク
取締役会 御中

太陽A S G監査法人
指定社員 公認会計士 稲村 榮典
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柳下 敏男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルクの平成19年6月1日から平成20年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的な手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルク及び連結子会社の平成19年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおり、連結会社は当連結会計年度から単行本在庫調整勘定による棚卸資産の評価減額の計算方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

(訂正前)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年2月22日

株式会社 アルク
取締役会 御中

太陽A S G監査法人
指定社員 公認会計士 稲村 榮典
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柳下 敏男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルクの平成19年6月1日から平成20年5月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルクの平成19年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追加情報

「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおり、会社は当事業年度から単行本在庫調整勘定による棚卸資産の評価減額の計算方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

(訂正後)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年2月22日

株式会社 アルク
取締役会 御中

太陽A S G監査法人
指定社員 公認会計士 稲村 榮典
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柳下 敏男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルクの平成19年6月1日から平成20年5月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルクの平成19年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおり、会社は当事業年度から単行本在庫調整勘定による棚卸資産の評価減額の計算方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。